


7-1) 資金を確保したい


**農業経営基盤強化資金
(スーパーL資金)**

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るために必要な長期低利資金を日本政策金融公庫が融資します。

○借入対象者

認定農業者

「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れる場合（負債整理等長期資金は除く）、貸付当初5年間、実質無利子での融資を受けることができます。

○資金の用途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得、改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るために必要な長期資金
- ・負債整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

○借入限度額

個人：3億円（特認6億円） 法人：10億円（特認20億円）

○借入金利

借入期間に応じて0.20%～0.30%（平成30年2月20日現在）

○償還期限

25年以内（うち据置期間10年以内）

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫高松支店
(087-851-9991)
- ・各農業改良普及センター

7-2) 資金を確保したい



農業近代化資金

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は都道府県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

○借入対象者

- ①農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体 など）
- ②農協、農協連合会
- ③①～②及び地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

○資金の用途

- ・畜舎、果樹棚、農機具、施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成
- ・乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金 など

○借入限度額

農業を営む者：個人 1,800万円 法人・団体 2億円
農協等 : 15億円

○借入金利

0.30%（平成30年2月20日現在）

○償還期限

資金用途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）

○融資率

原則80%以内

お問い合わせ先

香川県農業経営課
(087-832-3406)

7-3) 資金を確保したい

農業経営改善促進資金
(スーパーS資金)〔短期運転資金〕

認定農業者に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るために必要な低利運転資金を、農協系統等の民間金融機関を活用し、融通します。

○借入対象者

認定農業者

○資金の用途

計画の達成に必要な短期運転資金一般（既往負債の借換えは含まない）
（短期運転資金の例）

- ・ 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- ・ 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- ・ 営農用施設・機械の修繕費
- ・ 地代（賃借料）、営農用施設・機械のリース・レンタル料
- ・ 市場開拓費、販売促進費 など

○極度額の上限

認定農業者：個人：	500万円（畜産・施設園芸の場合）	2,000万円）
法人：	2,000万円（畜産・施設園芸の場合）	8,000万円）

○借入金利

1. 50%（平成30年2月20日現在）

○償還期限

1年以内

お問い合わせ先

香川県農業協同組合
(087-825-0245)

7-4) 資金を確保したい



青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で日本政策金融公庫が融資します。

○借入対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等*であって市町から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

*青年、知識・技能を有する者、これらの者が役員の過半を占める法人

*農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く

○資金の用途

- ・農地等の改良、造成
- ・果樹の植栽、育成
- ・家畜の購入、育成
- ・施設・機械の改良、造成、取得に必要な資金
- ・運転資金 など（農地等の取得は除く）

○借入限度額

3,700万円（特認限度額1億円）

○借入金利

無利子

○償還期限

12年以内（据置5年以内）

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫高松支店
(087-851-9991)
- ・各農業改良普及センター

新規就農